令和８年度八代港検潮所健全度調査

特記仕様書

令和８年　１１月

九州地方整備局
熊本港湾・空港整備事務所

１．業務概要

本業務は八代港の検潮所について、健全度調査を行うものである。

２．実施場所

熊本県八代市港町地先（八代港検潮所）

３．履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月５日までとする。

なお、工期には、雨天、休日等を見込むものとし、休日等には、土曜日、日曜日、祝日を設定している。

４．業務内容

工種名称	規格・形状寸法	単位	数量	摘要
準備工				
計画準備		式	1	
健全度調査				
目視調査		式	1	
潜水調査		式	1	
健全度評価				
健全度評価		式	1	
報告		式	1	
業務報告書作成		式	1	

５．支給材料及び貸与物件

無し

６．業務仕様

６－１　総　　則

本特記仕様書に定めの無い事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」（国土交通省港湾局　令和8年3月）の定めによるものとする。

６－２　準備工

（１）　計画準備

受注者は業務実施に先立ち、業務計画書を作成し当局職員に提出するものとする。また、変更が生じる場合には、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

６－３　調査

（１）健全度調査

八代港検潮所の老朽化や劣化、地震による被害状況について調査を行う。

調査は目視観察及び写真撮影を基本とし、変状が確認された箇所については、その位置、範囲、程度を記録するものとする。潜水調査については、検潮所基礎の水中部、検潮井戸及び導水管を調査するものとする。

調査の結果、検潮井戸及び導水管の内部に堆積物が確認された場合は、堆積範囲、堆積厚、性状等を記録し、速やかに当局職員に報告するものとする。堆積物の除去及び清掃の実施については、当局職員と協議のうえ決定するものとし、実施する場合は契約変更の対象とする。

（２）健全度評価

健全度調査の結果に基づき、以下の項目について整理し、とりまとめるものとする。なお、整理にあたっては「港湾の施設の点検診断ガイドライン（令和８年改訂版）」（国土交通省港湾局）等を参考とする。

①　変状の整理

調査で確認した変状について、位置、範囲及び程度を整理するとともに、劣化度の判定を行う。

②　地震による被害状況の整理

地震に起因すると考えられる変状の有無を整理する。

③　対策の必要性の判断

整理結果を踏まえ、補修等の対策の必要性の有無を判断する。

なお、既往の点検・調査結果がある場合は、これを参考とする。

６－４　報　　告

報告は業務報告書（完成図書）を作成し提出するものとする。

（１）報告書の体裁は当局職員と協議するものとする。

（２）管理写真は、「デジタル写真管理情報基準」に基づき提出しなければならない。

７．検　査

本特記仕様書の通り実施されたことの確認をもって検査とする。